第５号様式（第５条第２項関係）

簡易宿所営業

面積及び寸法に係る構造設備基準適合状況確認表

面積及び寸法が構造設備基準に適合していることについて、以下の表に基づき確認しました。

確認日： 　　　　　年　　　月　　　日

確認者： （氏名）

（所属） 建築主等 ・ 営業予定者 ・ 設計者 ・ 工事施工者 ・ その他（　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 適合  状況 | 項　　目 |
|  | ①　各面積は、壁、柱等の内側で測定する方法（いわゆる内法）によって算定している。 |
|  | ②　客室の床面積は、宿泊者が利用し得る部分の面積（寝室及び客室に付属する入浴施設、便所、洗面所、台所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れその他通常足を踏み入れない場所を除く。）としている。 |
|  | ③　客室の延床面積は３３㎡（宿泊者数を１０人未満とする場合は3.3㎡に宿泊者数の数を乗じて得た面積）以上となっている。 |
|  | ④　寝室面積は、客室内であって、睡眠又は休憩に適さない場所（浴室、便所、扉（収納に付随する扉を除く）の開閉に伴う可動域等）を除いた場所の床面積としている。 |
|  | ⑤　宿泊者１人当たりの寝室面積は、使用する寝具を寝台とする場合は３㎡以上、階層式寝台を置く場合は2.25㎡以上、寝具を寝台とする場合以外の場合は2.5㎡以上となっている。 |
|  | ⑥　採光のための窓その他の開口面積は、客室床面積の１／８以上となっている。 |
|  | ⑦　玄関帳場の面積※１は2.00㎡以上となっている。  ※１　床面から天井までの高さが1.80ｍ未満の部分及び水平部分の延長が0.60ｍ未満のすき間状の部分の面積を除く。 |
|  | ⑧　玄関帳場の受付台の大きさは、幅1.00ｍ以上※２、奥行き0.30ｍ以上となっている。  ※２　収容定員が９人以下の施設にあっては、幅を0.60ｍ以上とすることができる。 |
|  | ⑨　玄関帳場の開口部※３は、下端※４から上端までの高さ1.10ｍ以上、幅1.00ｍ以上※５となっている 。  ※３　開口部は、開放されている又は全面開放することができる構造となっている。  ※４　受付台の上面の上端が開口部の下端よりも上方にある場合は、当該受付台の上面の上端を開口部の下端とみなす。  ※５　収容定員が９名以下の施設にあっては、幅を0.60ｍ以上とすることができる。 |
|  | ⑩　共用の入浴施設のうち、多人数が同時に利用することができる入浴施設は、以下の規模以上となっている。   * 浴槽面積の総和＝共用の入浴施設を利用させる人数×0.5×0.5×0.5 * 洗い場面積の総和＝共用の入浴施設を利用させる人数×0.5×0.5×1.1 |

注１　構造設備基準に適合していることを確認した項目の□には、レ印を記入してください。

　２　施設外玄関帳場を設置する場合は、当該施設外玄関帳場については本要綱による承認が不要なため、⑦～⑨の□にレ印の記入は不要です。

３　京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第１０条第２項適用施設は、玄関帳場を設けることを要しないため、⑦～⑨の□にレ印の記入は不要です。

４　共用の入浴施設を設けない場合、又は客室内の入浴施設及び共用の一人用入浴施設によりすべての宿泊者の需要を満たすことができる場合は、⑩の□にレ印の記入は不要です。